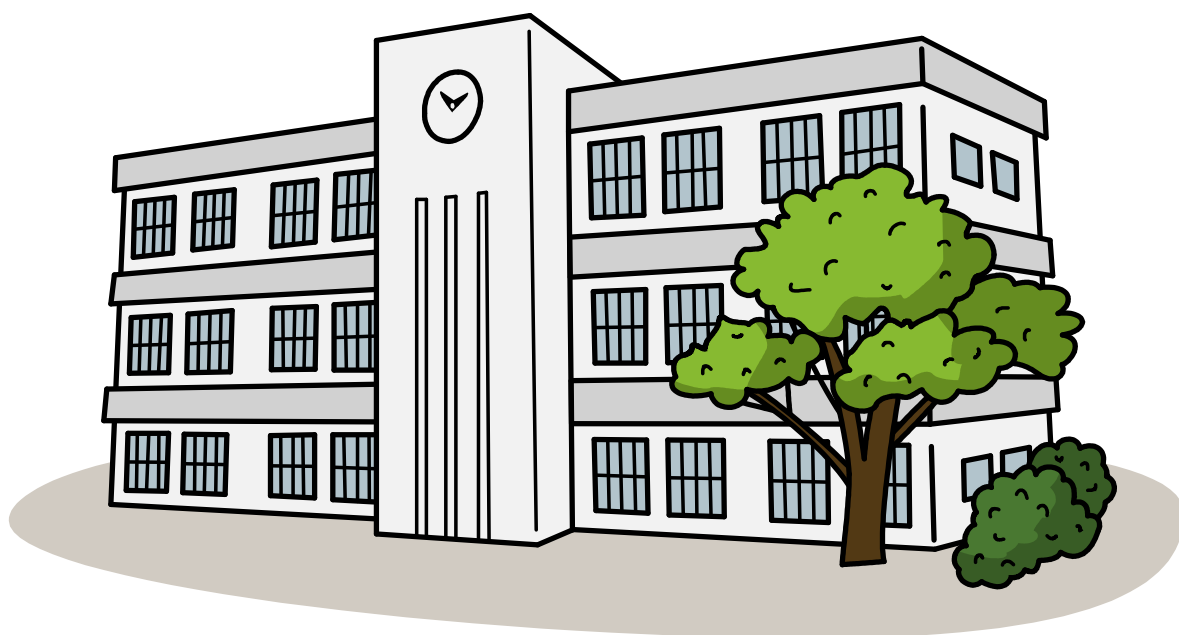


学校いじめ防止基本方針



令和 6 年 4 月

蒲郡市立竹島小学校

蒲郡市立竹島小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

本校では、校訓「たのしく なかよく たくましく」を実現できるように、「知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざし、明るく元気で、実践力に富んだ子」の育成に尽力している。子ども一人一人が大切にされているという実感をもたせるとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけさせることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、子どもが自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織「竹島ネットワーク」

「いじめ・不登校対策委員会」（以下「竹島ネットワーク」）を全職員（必要に応じて、スクールカウンセラーや学校医等を加える）で構成し、一か月に一度、開催する。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

緊急性のある場合は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、養護教諭、該当担任等で構成した運営委員会、または校長、教頭、教務主任、校務主任で構成した企画委員会で、すみやかに対応する。

（１）「いじめ防止対策組織」の役割

ア 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

イ 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有をする役割
- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、アンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する
また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

※問題の解消とは、以下の２点が満たされる状態である。

- ・被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が少なくとも３ヵ月は止んでいる状態。
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかを、被害児童生徒と保護者の双方と面談し確認する。

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証より改善策を検討していく。

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を徹底し、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・必要に応じて、児童代表やPTA、地区の総代の意見を取り入れ方針を改定していく。
- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 学校いじめ防止基本方針を児童にも周知し、児童会を中心として、あいさつ運動や思いやり運動等を展開する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 「24時間いじめ相談ダイヤル」等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 配慮が必要な児童（発達障害、LGBTなど）に対する情報を職員で共有し、見守る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、軽い言葉で相手を傷つけ、謝罪し再び良好な関係を築くことができた場合も、対応組織に必ず報告する。
- ウ いじめへの対応は一人で抱え込まず、組織で対応していく。情報を全職員で、共有する。
- エ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- オ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行い、今後の成長を支援する。
- カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- キ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ク ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して

行う。

ケ 配慮が必要な児童（発達障害、LGBTなど）に対する情報を職員で共有し、その児童に合った対応をする。

4 重大事態への対応

- （１）重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- （２）学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- （３）調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

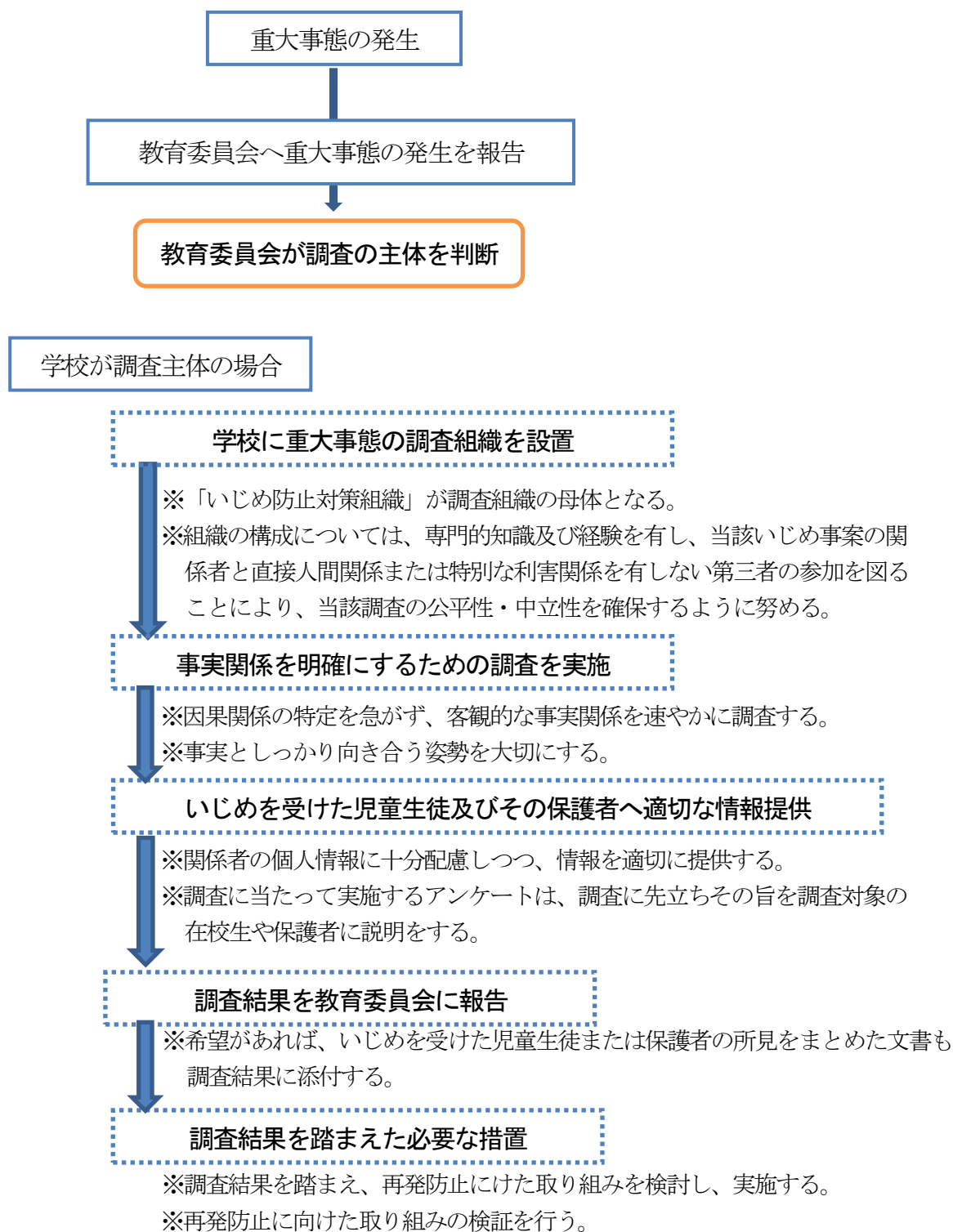
5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- （１）学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう、努める。
- （２）いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者へのいじめアンケート（学校評価アンケート）を実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- （１）いじめ防止に関する校内研修を年３回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- （２）「学校いじめ基本方針」は４月に保護者に配付するとともに、ホームページに掲載する。
- （３）長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- （４）学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

【重大事態の対応フロー図】



※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成 29 年 3 月 文部科学省」により対応する

＜蒲郡市立竹島小学校 年間計画＞

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4月	P ↓	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定 ○PTA役員・委員全体会の開催→情報交換	○PTAへ「学校いじめ基本方針」の説明 ○授業参観
5月		○現職研修①「児童理解と学級づくり」	○教育相談週間① ○「教育相談アンケート」の実施	
6月		○全教職員による「いじめアンケート」の実施→検証	○学校保健委員会	○授業参観
7月	C ↓			○個人懇談会
8月		○中間評価→検証 ○現職研修②（ケーススタディ）		○街頭補導
9月		○学区体育祭	○PTA理事・幹事会開催→情報交換 ○身体測定 ○「教育相談アンケート」の実施 ○教育相談週間②	○授業参観
10月	P ↓	○運動会		
11月		○赤い羽根募金活動 ○マラソン大会		
12月		○人権週間		○個人懇談会 ○保護者・児童への学校評価アンケートの実施
1月	C ↓	○全職員による「取り組み評価アンケート」の実施→検証	○身体測定 ○蒲中校区四校連絡会の開催→情報交換 ○学校保健委員会	○感謝の手紙
2月		○現職研修③「絆づくりと居場所づくり」 ○自己評価	○「教育相談アンケート」の実施 ○教育相談週間③	○授業参観
3月		○学校運営協議会の評価結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会	
通年	Pへ	○「竹島ネットワーク」いじめに関する情報の収集・対応策の検討（月に1回）	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活日記	○交通少年団立ち当番

※いじめが発生した場合の対応については、運営委員会・企画委員会など関係する職員で共通理解を図りながら、すみやかに対応していく。